



**【環境価値の譲渡に関する内容を追加】**

J-クレジット活用事業を開始しました。  
福岡市住宅用エネルギーシステム導入支援事業を利用し、太陽光発電システム、リチウムイオン蓄電システム、高効率給湯器（エコキュート）のいずれかを導入した方で、自身の環境価値を福岡市へ譲渡することに同意いただける場合の手続きを追加しています。

- 要綱第3条4, 5号、25条、様式第1号

**【財産の管理期間を変更】**

補助対象システムの処分及び変更届出が必要な期間が**8年間**になりました。  
返還金が生じる期間は別表6に定める期間（これまで通りの期間）です。

- 要綱第21条、22条、23条